

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第53号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成22年6月13日（日） 13時10分ごろ	
発生場所	新潟県長岡市寺泊中央海水浴場 長岡市寺泊港第一防波堤灯台から真方位081° 1,040m付近 （概位 北緯37° 39.0′ 東経138° 46.1′）	
事故等調査の経過	平成22年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ イセキ、5トン未満（長さ2.38m）	
船舶番号、船舶所有者等	235-37753新潟、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	負傷 1人（船長）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗船し、寺泊中央海水浴場の沖合で遊走を行ったのち、毎時約30kmの速力で同海水浴場の砂浜の陸揚げ場所に向かい、平成22年6月13日13時10分ごろ、ほぼ同じ速力で同場所に着いた。 船長は、着いた際の衝撃で本船の前方に投げ出された。 船長は、砂浜で首を打ち、14日間の入院を要する頸椎骨折を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	本船を砂浜に着けるときの速力は、通常、毎時約10～20kmであった。 船長は、当時、速力が過大であることを意識していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、寺泊中央海水浴場の砂浜の陸揚げ場所に着いた際、毎時約30kmの速力であったことから、同場所に着いたときの衝撃で船長が前方の砂浜に投げ出されて負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、寺泊中央海水浴場の砂浜の陸揚げ場所に着いた際、毎時約30kmの速力であったため、着いたときの衝撃で船長が前方の砂浜に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。	